

東三河広域連合 福祉用具FAQ

平成30年3月27日作成
平成31年4月1日一部修正
令和4年6月10日一部修正
令和6年5月20日一部修正

* 東三河広域連合によくある質問を掲載していますここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合があります。判断に迷う場合は各市町村窓口または広域連合までご相談ください。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
1	福祉用具購入	腰掛便座	水洗式ポータブルトイレは対象となるか。	国通知により、対象となる福祉用具にあることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外。
2	福祉用具購入	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品で、尿タンク口のバッキンは対象としてよいか。	尿や便の経路となるもので、交換可能部品であれば対象となる。
3	福祉用具購入	入浴補助用具	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入してよいか。	同一商品は基本不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法でないため、浴槽内いすの外用での購入は不可。
4	福祉用具購入	同一品目	既に同一品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再度購入したいが、対象となるか。	汚損は対象外となる。
5	福祉用具購入	入浴補助用具	浴室内すのこの購入で、市販のものではサイズが合わないため、業者に作ってもらうことは可能か。	可能とする。オーダーメイド商品の購入申請時は、サイズ、形状、金額がわかるように、(1)見積書 (2)写真(必要に応じて設計図面、カタログ)を添付することとする。
6	福祉用具購入	入浴補助用具	入浴補助用具としてシャワーキャリートイレットタイプを購入したが、排泄行為を安全に行うためという購入理由でもよいか。	不可。購入理由が入浴補助用具に該当しないため。
7	福祉用具購入	同一品目	同一商品で2つ目を購入したいが可能か。	用途・目的が同じ場合、原則認められない。ただし、以下①～④のいずれかに該当し、かつ本広域連合が必要と認めた場合には支給対象となる。 ①過去に購入した福祉用具が破損した場合 ②利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合 ③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具が必要な場合 ④その他特別の事情がある場合 いずれの場合においても再購入が必要であれば、購入前に必ず本広域連合へ確認すること。破損したことがわかる写真など、場合により追加資料の添付を求めることがある。
8	福祉用具購入	共通	支給限度額の年度リセットの日付はどこでみるか。	購入日が3月31日まででリセットとなる。 ※4月1日から支給限度額が10万円となる。
9	福祉用具購入	共通	入院中や介護認定の申請中において、申請することは可能か。	入院中や認定結果待ちの場合、支給できる状態になってから、申請受付が可能となる。
10	福祉用具購入	共通	ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。	自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は不可とする。
11	福祉用具購入	共通	テクノエイド協会の認可のない福祉用具について、支給対象として認める品目はあるか。	国の示す福祉用具に該当するものであれば、テクノエイド協会の認可がなくても対象とする場合がある。
12	福祉用具購入	腰掛便座	ウォシュレット付き補高便座は対象となるか。	対象とします。なお「補高を目的」としている場合に支給対象となるため、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。 ※ウォシュレットの他暖房、消臭機能の場合も同様の取扱いとする。
13	福祉用具購入	腰掛便座	昼間はトイレに行くことができるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険性もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目であるが、用途・目的が異なるため支給対象となる。
14	福祉用具購入	入浴補助用具	浴槽と天井と床の3点を固定する手すり(「コメット」と「その手すりに取り付けるフープ上の手すり(「フープアーム」))は対象となるか。	浴槽用の手すりについては、「浴槽のふちを挟み込んで固定することができるものに限るとあり、この基準に該当すると判断できるため支給対象とする。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
15	福祉用具購入	共通	サービス付き高齢者住宅において共用浴室で使用するシャワーキャリーを購入したい。対象となるか。	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームにおいてサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能であるが、施設環境が身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう整備されていることが前提のため、一般的に必要なと考えられる。整備された環境下において身体的理由等により使用する、購入する必要性を判断できる資料を提出することにより、支給可否の判断を行う。
16	福祉用具購入	選択制共通	選択制対象品目の申請書類について	申請の理由について、通常の福祉用具購入の際に記載する身体状況からみた福祉用具の必要性に加え、貸与と購入の選択をするにあたって事業所が提供した情報や選択した理由についても、福祉用具販売計画等に記載する。 また、カタログについて(1)品目 (2)メーカー (3)型番 (4)販売価格 (5)介護保険給付による貸与および購入の対象商品であることを確認できるものを添付することとする。 ただし、(5)について、1種類のカタログで貸与および購入の対象商品であることが確認できない場合は、貸与と購入それぞれのカタログを添付するか、または、購入のカタログに貸与対象商品であることを追記することとする。
17	福祉用具購入	スロープ	スロープ購入における申請書の添付書類について	(1)設置場所および居室からの移動動線を記載した図面 (2)設置後の写真を添付することとする。